

心身障害児の障害の種類・程度に即応した義務教育 における就学形態の判定について

(全国特殊教育推進連盟)

下 田 巧

(東京都立光明養護学校)

林 友 三

1. 研究の経過

昭和47年度以来、現在まで8年間にわたって、心身障害児の障害の種類・程度に対する判定と義務教育諸学校への就学形態に関する調査を進めてきた。

すでに前年度までに報告をした如く、今までに、保護者が利用した医療及び相談機関の実態、心身障害児受け入れの教育機関の実態、家庭環境と教育機関の関係、就学猶予の実態等の調査を実施した。

2. 本年度の調査研究目標

「心身障害の種類・程度に適応した就学措置を行う場合の留意事項の研究」とした。

かかる目標を設立した理由は、過去7年間の調査研究の結果及び昭和54年度よりの養護学校教育の義務制実施によって、心身障害児童は、保護者や当該児童に特別の事情のない限り就学することとなった。

しかし、心身障害児童が、それぞれ、最も適切な教育機関に就学を可能にするためには、なお多くの条件を検討する必要があると考えたからである。

3. 調査研究の方法

全国療育相談センターにおいて教育相談を

受けた児童の中、昭和55年4月1日小学校（盲・ろう・養護学校）1年生に就学する児童に対する保護者及び該当児童との面接相談を中心に、かつ東京都における心身障害児の就学指導委員会の指導結果とを合せて調査研究を行った。（当センターにおける対象児童は33名）

4. 調査の結果

1) 主な調査内容

調査の主な観点を、主な障害の程度・身辺処理の能力・保護者の就学についての希望・幼児期教育の状態・適切と思われる就学機関・就学上の問題事項等とした。

2) 相談事例一覧（次頁）

3)

障害の種類	人数	%
(1) 知的障害	20	60.6
(2) 自閉症的	7	21.2
(3) 脳性マヒ	3	9.0
(4) 言語障害	1	
(5) 難聴	1	
(6) 弱視	1	

この表は、障害を主たるもの1にしてあげたもので、実際には、1人に2～3の障害をもっているものが少くない。また、それぞれの障害に、軽重の差のあることも当然である

2) 相談事例一覧(昭和55. 4 就学予定者)

氏名No	性	主な相談内容	身辺処理状態	親の希望	幼児教育等	就学の判断	問題事項
1	女	M. R.	自主	小普通学級	幼	小特殊学級	市内・兄との関係・特殊学級
2	女	M. R. Aut	自立	猶予	殆んど受けていない	小特殊対級	猶予
3	女	C. P. M. R. EL	移動・用便	養護学校	殆んど受けていない	養護学校	通学
4	男	M. R.	自立	小普通学級	保	小特殊学級	特殊学級
5	男	難聴	自立	未定	幼	小特殊学級	市内の難聴学級
6	男	Aut.	自立	小普通学級	保	小達通学級	
7	男	C. P. M. R.	全介助	未定	療育施設	養護学校	在宅(通学寄宿困難)
8	女	M. R.	自立	未定	幼	小特殊学級	
9	男	M. R.	自立	未定	幼	小特殊学級	
10	男	C. P. M. R.	全介助	未定	療育施設	養護学校	在宅施設(通学寄宿困難)
11	女	M. R.	用便	小特殊学級	幼	養護学校	通学・市内に特殊学級あり
12	男	弱視	自立	小普通学級	保	小普通学級	弱視学級
13	男	M. R. Aut.	自立	未定	保	養護学校	
14	男	M. R.	自立	未定	通園施設	養護学校	通学困難
15	男	M. R. Aut.	自立	未定	療育施設	養護学校	
16	男	Aut.	自立	就学猶予	どこへも行っていない	小特殊学級	猶予
17	男	Aut.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	
18	男	言語障	自立	小普通学級	幼	小普通学級	
19	女	M. R.	自立	小特殊学級	通園施設	小特殊学級	
20	男	M. R.	自立	小特殊学級	幼(短期後)なし	小特殊学級	
21	女	Aut.	自立	小特殊学級	幼(短期後)なし	小特殊学級	
22	男	M. R.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	1年猶予した者・特殊学級
23	男	M. R.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	
24	男	M. R. Aut.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	留意した指導
25	男	Aut.	自立	未定	保	養護学校	通学の不便(電車2時間余)
26	男	Aut.	自立	未定	保	小普通学級	
27	男	Aut.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	留意した指導
28	男	M. R.	自立	小普通学級	保	小普通学級	留意した指導
29	男	M. R.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	留意した指導
30	女	M. R.	自立	小普通学級	幼	小普通学級	
31	女	M. R.	自立	未定	通園施設	小特殊学級	
32	男	M. R.	自立	未定	通園施設	養護学校	
33	男	M. R.	用便	未定	通園施設	小特殊学級	

M. R. 知能発達遅滞

未定(親の判断つかず相談指導の結果)

Aut. 自閉的傾向

幼(幼稚園)

C. P. 脳性マヒ

保(保育所)

が、現在の学校制度との対応上、上掲の如くまとめた。

- 4) 身辺処理の能力(介助の要否)
- | | | | |
|------------|----|---|-----|
| (1)全介助の必要 | 2名 | } | 15% |
| (2)移動・用便必要 | 1名 | | |
| (3)用便のみ必要 | 2名 | | |
- 5) 幼児期教育の状態

名 称	人 数	%
(1) 幼稚園	14	42.41
(2) 保育園	7	21.20
(3) 通園施設	5	15.15
(4) 医療施設	2	
(5) 障害児センター	1	
(6) な し	4	12.12

「なし」の4名中、短期間通園していたが止めて以後どこへも行っていない者1名を含む。

- 6) 就学措置における親の希望と相談を受けた者の判断との差

親 の 希 望	就学についての判断
(1) 小学校(普) 13名 (38.39%)	小学校(普) 10名 小学校(特) 3名
(2) 小学校(特) 4名 (12.12%)	小学校(特) 3名 養護学校 1名
(3) 未 定 13名 (相談結果による)	小学校(普) 1名 小学校(特) 5名 養護学校 7名
(4) 就学猶予 2名	小学校(特) 2名

- 7) 教育機関の種類

この場合は、学校教育法に定められてある盲・ろう・養護(精神薄弱・肢体不自由・病弱)学校及び小学校内の特殊学校の他に、通常の学級内において、担任の留意した指導、あるいは一週間のある時間を特別な指導内容で指導する等学級担任の工夫留意によって、心身障害児を指導する事も含めて判断をなしたものである。

既に発表の通り盲・ろう・養護学校に就学

が適当とされる心身障害の程度については学校教育法施行令によって定められており、運用について文部省から通達が出されているが、通常の学級において、どの程度の障害児の指導ができるかについては、具体的な条件によることで一概には判断ができない。

(盲、ろう、養護学校・特殊学級の所在略)

5. 考 察

1) 障害の種類・程度については、視覚及び聴覚の障害児の中、盲、ろう学校就学が適当と思われる者は、相談所等を経ないで医師の判断に基づいて教育委員会の指導を受ける者が大部分である。しかし弱視、難聴の場合には、幼児期教育を経た者は、通常の学級を希望する場合が多く、弱視と盲、難聴とろうの境界にある場合は問題が多い。

知的発達の遅れている者及び情緒的障害をもつものを合わせて27名(81.8%)あったが、これらの児童の障害の程度の判断は親の意見としばしば違いをみせている。

- 2) 保護者の希望と就学先の判断

両者の考えの差違は近年次第に縮まりつつある。特にこのことは、東京都において認められる。これは相談を担当する者の熟練にもよるが保護者の教育に対する期待の変化によるものと思われる。

これらの差違は、継続的に相談を繰り返すことによって、より縮まるものと思われる。

特に問題は、保護者の方で、何れの学校を希望してよいかわからないという事である。

未定と答えている保護者が13名(39.39%)いたが、これには種々の事情がある。例えば

- 障害の程度(特に知的発達と行動上の問題を併せて)の判断が困難で、通常学級か特殊学級かに迷っている。
- 養護学校がよいと思っても、通学の条件が解決しない。
- 通える所に特殊学級が設置されていない

い。

○ 兄弟が別々の学校に通学しなければならない。

○ 医療と教育が両立しにくい。

等は保護者の面接によって聞き得た事であるが、これらの結果をふまえ、療育と義務教育が両立し、より幸福な子どもの生活を促進するためには、なお多くの解決を要する事項があろうと思われる。

○ 家庭内に事情がある。

6. 今後の課題

1) 心身障害児の教育と療育の協力

親の中には、学校へ通っても障害が改善される期待が少ないことに不満を持っている者がいる。その事が特殊教育諸学校への就学に不満を現わす要素にもなっている。

現在、心身障害児の就学のために定められている学校制度は、必ずしも療育との関連を重視して定められてはいないと感じられる。

従って、就学したからといって、保護者が期待するような障害の改善は困難である。

(1) 学校教育の中での障害の回復改善のための措置

① 盲・ろう・養護学校

盲学校、ろう学校、養護学校の学習指導要領においては、「養護・訓練」の領域を設けて、「児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う。」努力を行っている。

この領域は学校生活全体を通じて、行なう指導の他に、年間105授業時数を標準として心身の障害の状態に応じ適切に指導することとなっている。

② 学校保健における障害の回復改善のための措置

児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑

な実施を図ることを目的として学校保健法が定められている。

この法律に基づいて、各学校において、毎年健康診断が実施されて、児童生徒等の障害の回復改善の措置がなされている。

小学校や中学校において毎年、定期に実施されている健康診断事項については、学校保健法施行規則によって、身長、体重、胸囲及び座高・栄養状態・脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無・視力、色覚及び聴力・眼の疾病及び異常の有無・耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無・歯及び口腔の疾病及び異常の有無・結核の有無・心臓の疾病及び異常の有無・尿・寄生虫卵の有無・その他の疾病及び異常の有無となっている。そしてその他の疾病及び異常の有無についての方法及び診断の技術的基準に関しては別段の定めはない。ただ就学时健康診断の場合には、その他の疾病及び異常の有無について、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については標準化された知能検査法によって精神薄弱の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によって結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、貧血、脚気、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。と定められている。

従って、在学児童生徒の場合の定期健康診断においても、この方法及び技術的基準が準用されるであろうが診断をする医師の専門等ことから十分とはいわれないのが実情である。

定期の健康診断を行った時は、適切な事後措置をとることも学校保健法施行規則によって定められている。その主な項目は、疾病の予防措置・医療の指示・必要な検査、予防接種・特殊学級への編入、学習又は作業の軽減・停止、変更・保健指導等に関し保護者に対して通知及び指導をする事となっている。

学校教育の中で、療育に直接関係している

措置としては上記の通りであるが、学校保健の内容を十分に運用するためには、専門職員の増員、診断の充実等多くの課題をもっている。又「養護・訓練」においても専門職員の充実（増員及び資質向上）が大きな課題となっている。

学校教育期における心身障害の状態の回復改善のために、学校と療育機関との協力体制の問題を解決する必要がある。

2) 通学条件の改善

現在、心身障害児が学校（施設）へ出て教育を受けるための方法として、療育施設、福祉施設、学校寄宿舎、家庭から通っているが、その通う方法として、徒歩・車椅子、自動車（自家用・一般バス・学校バス）等によっている。

心身障害児（保護者を含めて）が特別な困難を伴わないで適切な学校に通学するための条件整備の課題に取り組む必要がある。現在通学が困難なために、止むを得ず別の学校に就学している例が少くない。

3) 介助負担の軽減

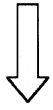
現在、盲、ろう、養護学校においては、介助のための職員がおかれており、毎年充実を図りつつある。しかし、これは学校内の介助が中心であるから、家庭における通学準備や一定の集合場所までの通学は大部分保護者の負担となっている。学校の介助職員の中には、腰痛症を起こす者も少なくないが、介助の軽減については、単に職員（ホームヘルパーを含め）の増加に頼るだけでなく、用便、食事、衣服の着脱等身辺処理に関しての環境工学の研究の推進が痛感される。

4) 家族に対するカウンセリングの強化

就学相談に当たって、母親の場合は、養護学校や特殊学級に該当するとは思っていても、家族間の意見の相違や思わく（夫・しゅうととの関係）、兄弟の関係（兄弟別々の学校）、世間体等の関係から、通常学級を希望する場合に、しばしば出会ったが、母親のそうした気持に対して、よりよき相談相手とな

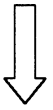
るべき父親を含めて、心身障害児をもつ親に対し、力づけを与えるとともに進路の相談相手となるようなカウンセリングの強化が痛感される。

また、こうしたカウンセリングは継続されることが極めて重要と思われる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



昭和 47 年度以来,現在まで 8 年間にわたって,心身障害児の障害の種類・程度に対する判定と義務教育諸学校への就学形態に関する調査を進めてきた。

すでに前年度までに報告をした如く,今までに,保護者が利用した医療及び相談機関の実態,心身障害児受け入れの教育機関の実態,家庭環境と教育機関の関係,就学猶予の実態等の調査を実施した。